

法人県民税・事業税及び地方法人特別税に係る みなす申告通知書の送付の一部取り止めについて

長野県／県税事務所

長野県では、中間申告義務のある法人から期限内に申告書の提出がなかった場合、地方税法第 53 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 72 条の 26 第 5 項の規定により、当該申告書の提出期限において、提出があったものとみなされる処理（以下「みなす処理」という。）を行うのに併せて、当該すべての法人に対し「みなす申告通知書」を送付していたところですが、その取扱いを以下のとおり変更します。

1 対象法人

みなす処理を行う時点で、中間申告に係る税額の全額が納付済となっている法人

2 変更内容

「みなす申告通知書」の送付を取り止めます。

3 変更時期

平成 30 年度 6 月送付分※から

※ 5 月末が中間申告納付期限となる 9 月決算法人に係る

みなす処理に伴う「みなす申告通知書」

ご不明な点がございましたら、貴社の所在地を所管する県税事務所までお問い合わせください。

県税事務所一覧

県税事務所	連絡先及び所在地	所管区域
総合県税事務所	<p>☎026-234-9507</p> <p>〒380-0836</p> <p>長野市大字南長野南県町 686-1 (長野合同庁舎 1 階)</p>	<p>長野市 須坂市 中野市 飯山市 千曲市 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡</p>
東信県税事務所	<p>☎0267-63-3139</p> <p>〒385-8533</p> <p>佐久市跡部 65-1 (佐久合同庁舎 2 階)</p>	<p>上田市 小諸市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡</p>
南信県税事務所	<p>☎0265-76-6807</p> <p>〒396-8666</p> <p>伊那市荒井 3497 (伊那合同庁舎 2 階)</p>	<p>岡谷市 飯田市 諏訪市 伊那市 駒ヶ根市 茅野市 諏訪郡 上伊那郡 下伊那郡</p>
中信県税事務所	<p>☎0263-40-1908</p> <p>〒390-0852</p> <p>松本市大字島立 1020 (松本合同庁舎 3 階)</p>	<p>松本市 大町市 塩尻市 安曇野市 木曾郡 東筑摩郡 北安曇郡</p>